

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園において、感染症や災害発生時における業務継続計画の策定等について定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 他の社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準

他の社会福祉施設を併設する場合、保育室等の設備及び園児の保育に直接従事する職員については、その保育に支障がない限り共用・兼務できることとするもの。

(2) 業務継続計画策定等の努力義務化

感染症や非常災害発生時における業務継続計画の策定等に努めなければならないことを規定するもの。

(3) 職員の配置に当たっての特例

看護師等の配置の特例について規定するもの。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日